

# 佐渡リトルリーグ規約

(財) 全日本リトル野球協会 リトルリーグ信越連盟

佐渡リトルリーグ

## 第一章 総 則

- 第 1条 (名称)  
本リーグは、「(財)全日本リトル野球協会リトルリーグ信越連盟 佐渡リトルリーグ」(以下「本リーグ」と呼ぶ)と称する。
- 第 2条 (事務局)  
本リーグの定めるところに事務局を置く。
- 第 3条 (目的)  
本リーグは、野球を愛する子供達の夢を育み、硬式野球を通じて強健な体力と健全な精神を養成し、明朗にして思いやりのある有能な社会人に育成するとともに、選手同士の友情と交流を深め、少年硬式野球の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 第 4条 (事業)  
前条の目的達成のため次の事業を行う。  
(1) よく統率された野球の練習及び試合を積極的に行う。  
(2) 少年硬式野球の普及を図ること。  
(3) その他目的達成に必要な事項。
- 第 5条 (事業年度)  
本リーグの事業年度は、毎年11月1日に始まり10月31日に終わる。

## 第二章 団 員

- 第 6条 (入 団)  
団員は所定の入団手続きにより理事長の承認を得て入団した選手とする。  
(1) 選手は佐渡市内に在住する小学生及び中学生で本リーグの目的に賛同する子供達とする。  
(2) 本リーグに入団した選手は、本リーグで定めた額の入団金及びリーグ費を所定の期日までに必ず納入しなければならない。
- 第 7条 (選手の心構え)  
本リーグに入団した選手は、野球を通じて友情・ファイト・協調の精神を学ぶとともに勉学に励み、家庭内においても規律・礼儀をつくし、常に他の子供達の模範となるよう心がけなければならない。
- 第 8条 (保護者の義務)  
選手の保護者は自動的に「父母の会」に入会するものとする。  
(1) 保護者は常に選手について、本リーグの選手として自覚をもたすよう指導しなければならない。  
(2) 保護者は本リーグより要請があった場合は、その趣旨に従って協力するものとする。  
(3) 保護者は練習場内及び試合場内における選手の一切の行動については、監督・コーチに一任するものとする。
- 第 9条 (退 団)  
団員は次に該当したときは退団するものとする。  
(1) 退団年齢に達したとき  
(2) 本リーグが解散したとき  
(3) 本人より退団の申し入れがあったとき。  
(4) 長期間理由なくして練習等を欠席したとき及び長期間リーグ費を滞納したとき。  
(5) 本リーグの名誉をき損し、又は趣旨目的に反する行動のあったとき。

## 第10条 (退団措置)

前条第3項により本リーグを退団するときは、あらかじめその理由等を記載した文書(退団届)を理事長に提出するものとする。

退団する選手の入団金及びリーグ費の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 自然退団又は年度の中途において退団しても、その理由の如何を問わず入団金は、返金しない。
- (2) 月の中途において退団しても、その理由の如何を問わず該当月のリーグ費は、返金しない。

## 第三章 役員等

### 第11条 (種別)

(1) 本リーグに次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| ① 会長    | 1名  |
| ② 理事長   | 1名  |
| ③ 副理事長  | 若干名 |
| ④ 事務局長  | 1名  |
| ⑤ 会計部長  | 1名  |
| ⑥ 渉外部長  | 1名  |
| ⑦ 総務    | 若干名 |
| ⑧ 会計監査  | 2名  |
| ⑨ 父母会代表 | 若干名 |

(2) 本リーグに次のグラウンド担当役員を置く。

- |        |         |
|--------|---------|
| ① 総監督  | 1名      |
| ② 監督   | 各クラス 1名 |
| ③ コーチ  | 若干名     |
| ④ 審判部長 | 1名      |
| ⑤ 審判長  | 1名      |
| ⑥ 審判員  | 若干名     |

(3) (1),(2)項に定める役員のほか、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

### 第12条 (役員を選任)

- (1) 会長は、理事会の推薦により決定する。
- (2) 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- (3) 事務局長、会計部長、広報及び総監督、審判部長は理事長が指名し、理事会の議決を得、総会の承認を得るものとする。
- (4) 監督及びコーチは総監督が指名し、理事会の承認を得るものとする。
- (5) 審判長及び審判員は審判部長が指名し、理事会の承認を得るものとする。
- (6) 会計監査は、総会において選任する。但し他の役員を兼ねる事が出来ない。
- (7) 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

### 第13条 (役員の仕事)

役員の仕事は、次のとおりとする。但し、この仕事にかかわらず役員は必要により相互に協力し合わなければならない。

- (1) 会長は、本リーグを代表し、会務を総理する。
- (2) 理事長は、本リーグの事業運営を総括し、執行代表者としての責任を有する。
- (3) 副理事長は、各専門委員会を掌握するとともに理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
- (4) 事務局長は、事務業務を掌握するとともに各役員の連絡調整にあたる。

- (5) 会計部長は、本リーグの会計業務を掌握し会計事務にあたる。
- (6) 理事は、本リーグの事業について審議決定し、これを執行する。
- (7) 会計監査は、本リーグの財産及び会計を監査する。

第14条 (グラウンド担当役員の任務)

グラウンド担当役員は、選手の直接の指導者として野球技術の向上と指導力の向上に励み、常に統一した指導をしなければならない。

第15条 (任期)

- (1) 第11条第1項に規定する会長及び第3項を除く役員の任期は、1年とする。但し再任は妨げない。
- (2) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条 (解任)

役員が任期中に本リーグの名誉をき損し又は趣旨目的に反する行動のあった場合は、理事会の決議によりこれを解任することができる。

#### 第四章 会議

第17条 (種別)

会議は、総会、理事会及び専門委員会とし、総会を定期総会と臨時総会に分ける。

第18条 (構成)

- (1) 総会は、第11条の役員をもって構成する。
- (2) 理事会は、第11条第1項②～⑦及び第2項①②④⑤の役員をもって構成する。但し必要に応じ、構成員以外を出席させることができる。
- (3) 専門委員会は、該当委員会の役員で構成する。但し必要に応じ、構成員以外の者を出席させることができる。

第19条 (権能)

- (1) 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を決議する。
  - ①事業報告に関する事項。
  - ②収支決算に関する事項。
  - ③事業計画に関する事項。
  - ④収支予算に関する事項。
  - ⑤入団金及びリーグ費改正に関する事項。
  - ⑥役員の選任に関する事項。
  - ⑦その他、本リーグの重要事項に関する事項。
- (2) 理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を決議する。
  - ①総会に付議すべき事項。
  - ②本リーグの組織、機構に関する事項予算の決定。
  - ③理事長の任命する役員又は、委嘱する役員に関する事項。
  - ④本リーグ慶弔・見舞規定の制定及び改廃。
  - ⑤上部団体の主催する大会運営及び参画に関する事項。
  - ⑥その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
- (3) 専門委員会は、総務委員会、指導委員会、審判委員会とし、理事会の補完機関とする。

第20条 (招集)

- (1) 総会は、会長が招集する。
- (2) 理事会は、理事長が招集する。
- (3) 専門委員会の招集は下記とする。

- ①総務委員会は理事長が召集する。
- ②指導委員会は総監督が召集する。
- ③審判委員会は審判部長が召集する。

(4) 会議を招集するには、会議を構成する役員に対して会議の目的・内容並びに日時・場所を前もって通知しなければならない。

第21条 (開催)

- (1) 定期総会は、毎年一回事業年度終了後速やかに開催する。
- (2) 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は構成員の2分の1以上が開催要求のあったとき開催する。
- (3) 理事会、専門委員会は、必要のとき随時開催する。

第22条 (議長)

- (1) 総会の議長は、出席役員の推薦により選出する。
- (2) 理事会の議長は、出席理事の推薦により選出する。
- (3) 専門委員会の議長は、該当委員長がこれにあたる。

第23条 (定足数)

総会及び理事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することが出来ない。

第24条 (議決)

会議の議事は、出席者の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第25条 (書面表決等)

やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

この場合第19条、第23条及び第41条、第42条第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

第26条 (議決事項の通知)

総会の議決した事項は、構成員に通知しなければならない。

第27条 (議事録)

会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

## 第五章 選手の募集

第28条 (時期・方法)

- (1) 選手の募集は、原則として公告により、理事会の定めた時期に行う。
- (2) その他必要に応じて理事会の議決により随時行う。
- (3) 入団希望者は、所定の手続きにより、保護者の同意を得て申し込みをしなければならない。

## 第六章 資産および会計

第29条 (資産の構成)

本リーグの資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 入団金及びリーグ費
- (2) 事業から生ずる収入
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 上部団体からの助成金
- (5) 祝金及びその他の収入

第30条 (資産の管理及びその方法)

本リーグの資産は会計部長が掌握し、理事長が管理する。その方法は理事会の決議による。

- 第31条 (資産の保管)  
資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ保管する。
- 第32条 (事業計画及び収支予算)  
本リーグの事業計画及びこれに伴う収支予算は、事業年度開始前に計画編成し、理事会の議決を得、総会の承認を得なければならない。
- 第33条 (収支決算)  
本リーグの収支決算は事業年度終了後すみやかに作成し、財産目録、事業報告と共に理事会の議決を得、総会の承認を得なければならない。
- 第34条 (余剰金の処分)  
本リーグの収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決を得、総会の承認を得て翌年度に繰り越すものとする。
- 第35条 (特別会計)  
本リーグは必要のあるとき、理事会の議決により特別会計を設けることができる。特別会計は、第32条の収支予算、第33条の収支決算に計上しなければならない。
- 第36条 (収益などの使用)  
前条の特別会計から生じた収益又は余剰金は、すべてこれを運用財産に繰入れなければならない。
- 第37条 (会計年度)  
第5条の事業年度に準ずる。

## 第七章 表彰

- 第38条 (目的)  
本リーグの趣旨・目的に貢献し、その功績が顕著で他の模範となる者を表彰するため必要な事項を定める。
- 第39条 (表彰)  
表彰は、理事会が特に認めた者に対し行うものとする。
- 第40条 (表彰の方法)  
表彰は総会において行い、表彰状又は記念品を贈るものとする。

## 第八章 規約の改正及び解散

- 第41条 (規約の改正)  
この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意がなければ変更することができない。
- 第42条 (解散と残余財産の処分)  
(1) 本リーグは本リーグの目的たる事業の継続が不可能となった場合に解散する。  
(2) 前項により解散する場合、理事会の議決を経て総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。  
(3) 解散するときに存する残余財産の処分については、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

## 第九章 補則

- 第43条 (制定・執行)  
この規約は2010(平成22)年1月17日(日)設立総会より執行する。